

葛尾村復興移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 全村が東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった葛尾村（以下「村」という。）において、県外からの新たな住民の移住の促進により、新たな活力を呼び込むことで村の復興・再生の更なる加速化を図ることを目的として、県外からの移住者に対し、葛尾村補助金等の交付等に関する規則（昭和50年葛尾村規則第2号）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で復興移住支援金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 福島県以外の地域から住民票の異動を伴い村に転入し、5年以上継続して居住する意思を持って主たる生活拠点を村内に構えることをいう。
- (2) 復興移住支援金 次条で規定する交付対象者に対し、福島再生加速化交付金を活用し交付する交付金をいう。
- (3) 登録日
 - ア 土地又は家屋を取得して住居を新增改築する場合は、新增改築工事の契約の日
 - イ その他の場合は、転入届が受理された日
- (4) 子育て世帯（子育て世帯向けの金額を申請する場合） 次条第4号に規定する世帯の内、申請時において18歳未満の子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある就労していない者をいい、出生以降に同居する予定の妊娠中の子（出産予定であることが母子手帳等で確認できる者に限る。）を含む。）と同居していること。
- (5) 新婚世帯（新婚世帯向けの金額を申請する場合） 次条第4号に規定する世帯の内、申請時において、婚姻の届出をした日から起算して3年未満であること。

(交付対象者の要件)

第3条 復興移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が、復興移住支援金を受けるために申請時において満たすべき要件は以下のとおりとし、第1号の要件を満たし、かつ第2号又は第3号のいずれかに該当し、更に、世帯の申請をする場合は第4号の要件を満たすことを必要とする。

- (1) 移住等に関する要件は、次に掲げるア、イ及びウに該当すること。
 - ア 移住元に関する要件は、村に住民票を移す直前に、連続して3年以上、福島県以外の地域に在住していたこと。
 - イ 移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 村に転入（住民票の異動）をしたこと。
 - (イ) 令和3年10月18日以降に転入したこと。

(ウ) 復興移住支援金の申請時において、登録日から3か月以上1年以内であること。

(エ) 村に定住（第6条に規定する復興移住支援金の申請日（以下「申請日」という。）から5年以上、継続して居住）する意思を有していること。ただし、業務上、5年以上継続して居住することが困難と認められる場合は除く。

(オ) 村内に住居を確保するため自らの資金で葛尾村空き家空き地バンクに登録されている物件を購入し、売買契約の締結後1年以内に入居すること。

ウ その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 福島県12市町村移住支援金交付要綱第4条に規定する交付対象者に該当しないこと。

(イ) 国家公務員又は地方公務員、独立行政法人職員、国又は地方自治体の行政機関、国・福島県又は村の出資する法人（第3セクターを含む。）への就業者ではないこと。

(ウ) 村に移住して地域の活動に積極的に参加・協力する意思を有していること、又は、現に参加していること。

(エ) 過去に葛尾村移住支援金、葛尾村復興移住支援金、福島県移住支援金及び福島県12市町村移住支援金（以下「移住支援金等」という。）の交付を受けた者ではないこと（過去に移住支援金等の交付を受け返還命令の対象となった者、虚偽の申請等が判明した者を含む。）。

(オ) 平成23年3月11日時点で東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）に居住していた者（住民票があった者）以外の者であること。

(カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと。

(キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(ク) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ケ) その他、村長が復興移住支援金の対象として不相当と認めたものでないこと。

(2) 芸術家等に関する要件（以下「芸術家」という。）は、前号の要件を満たしたうえで、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 芸術作品を創作・創造し表現するアーティスト（作家、音楽家、舞踊家、クリエイター等）であること。

イ 申請時に文化芸術活動の実態を確認できること。

ウ 申請日から5年以上継続して地域に根差した文化芸術活動を行う意思を有し、かつ、その活動実態が認められること。

(3) セカンドライフ移住者に関する要件は、第1号の要件を満たしたうえで、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 前号に規定する芸術家に該当しないこと。

イ 申請日時点で満60歳以上であること。

ウ 申請日時点で老齢基礎年金を受けるのに必要な受給資格期間を満たしていること、又は、現にその支給を受けていること。

エ 申請日から5年以上継続して葛尾村移住・定住支援センターが行う情報発信事業を始めとする村の移住定住促進事業の取組に積極的に参加協力し、かつ、その活動実態が認められること。

(4) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合）は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和3年10月18日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付金額)

第4条 前条で示す要件を満たす者に対し、移住にかかる経費として、以下の金額を復興移住支援金として交付する。

(1) 交付基本額 120万円

前条第1号の条件を満たし、かつ第2号又は第3号のいずれかの要件を満たす者とする。

(2) 世帯構成に関する加算額で、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの額を加算する。

ア 前条第4号に規定する世帯に該当する場合 30万円

イ 第2条第4号に規定する子育て世帯に該当する場合 10万円

ウ 第2条第5号に規定する新婚世帯に該当する場合 10万円

(交付対象者の登録)

第5条 村に転入し復興移住支援金の申請を予定している者は、次の期日までに「葛尾村復興移住支援金交付対象者届出書」（第1号様式）を村長に提出しなければならない。

(1) 住宅を新築又は増改築する場合 新增改築に関する契約締結後30日以内

(2) 取得した住宅に居住する場合 住民票異動届提出後30日以内

(交付の申請)

第6条 前条の規定により登録した者は、前条第1号に該当する者にあつては登録日から1年以内であつて、かつ、村への転入後3か月以上1年以内に、以外の場合にあつては村への転入後3か月以上1年以内に「葛尾村復興移住支援金交付申請書兼実績報告書」（第2号様式）に次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）の写し
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類。世帯向けの金額を申請する場合は、登録者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）
- (4) 戸籍謄本の附票の写し（平成23年3月11日時点の居住地が確認できるもの）
- (5) 住居を証明する書類
 - ア 売買契約書及び登記事項証明書の謄本（土地・建物とも）の写し
 - イ 前条第1号に該当する場合は、新增改築に関する契約書の写し
- (6) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定めるもの
 - ア 芸術家は、文化芸術活動の実態が確認できる書類「活動状況申告書」（第2号様式別紙）
 - イ セカンドライフ移住者は、老齢基礎年金受給要件を満たしている、又は、受給実態が確認できる書類
 - ウ 子育て世帯で、妊娠中の子がいる場合は、母子健康手帳の保護者名が記載されているページの写し
- (7) 復興移住支援金の交付申請に関する誓約事項（第3号様式）
- (8) 復興移住支援金に係る個人情報の取扱い同意書（第4号様式）
（交付決定の通知）

第7条 前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、復興移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに当該申請者に「葛尾村復興移住支援金交付決定兼確定通知書」（第5号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により通知する。

- 2 審査の結果、復興移住支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における復興移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して当該申請者に「葛尾村復興移住支援金交付申請却下通知書」（第6号様式）により通知する。

（支援金の交付）

第8条 前条の規定により交付決定の通知があつた申請者は、「葛尾村復興移住支援金交付請求書」（第7号様式）に振込先となる口座の預金通帳の写しを添えて提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の請求書の提出があつた日から3か月以内に復興移住支援金の交付を行う。
（交付申請及び交付請求の取下げ）

第9条 第6条に規定する復興移住支援金の交付申請の取下げを行う場合は、その旨を記載した書面を村長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 村長は、交付の決定を受けた後に交付対象の要件に該当しないことが明らかとなった者に対して、交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した復興移住支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(返還制度)

第11条 村長は、前条に定める場合の他、以下のいずれかの要件に該当する者に対し、交付した復興移住支援金を返還させることができる。

- (1) 第6条に規定する復興移住支援金の申請日から5年未満に村外に転出した場合
- (2) 村の事業への参加要請に対して正当な理由が無いのに拒否を繰り返した場合
- (3) 芸術家においては地域に根差した文化芸術活動の実態が確認できない場合
- (4) セカンドライフ移住者においては村の移住定住促進事業への取組の参加要請に対して正当な理由が無いのに拒否を繰り返した場合
- (5) 虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けた者、又は居住の実態がないこと等が明らかとなった場合

2 前条及び前項の規定による返還の対象となる金額は別表第1に定める金額とする。

3 村長は、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めた場合は返還額の全部又は一部を免除することができる。

(報告及び立入調査)

第12条 村長は、必要があると認める場合、交付決定者に対して居住実態や活動状況等に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(現況の報告)

第13条 復興移住支援金の交付を受けた者は、当該復興移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、毎年4月1日現在の継続居住及び活動の状況を「葛尾村復興移住支援金現況届」(第8号様式)により村長に報告しなければならない。

(転出・転居の報告)

第14条 復興移住支援金の交付を受けた者は、当該復興移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間に、村から転出しようとする場合又は村内で転居しようとする場合は、「葛尾村復興移住支援金転出・転居先報告書」(第9号様式)により村長に報告しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月18日から施行する。

別表第1（第11条関係）

返還発生の要因	返還を命ずる額
第10条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合	取り消された部分の交付額の全額
復興移住支援金の申請日から3年未満で転出した場合	交付額の全額
復興移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出した場合	交付額の半額
復興移住支援金の申請日から3年未満で第11条第1項第2号から第4号のいずれか一つに該当すると認められた場合	交付額の全額
復興移住支援金の申請日から3年以上5年以内に第11条第1項第2号から第4号のいずれか一つに該当すると認められた場合	交付額の半額
第11条第1項第5号に該当すると認められた場合	交付額の全額

第1号様式 (第5条関係)

届出年月日 年 月 日

葛尾村長 様

葛尾村復興移住支援金交付対象者届出書

葛尾村復興移住支援金交付要綱に基づき、復興移住支援金の交付対象者として登録の届出をします。

1 申請者 (注)申請者氏名は必ず本人が署名してください。

フリガナ 氏名 (署名)		性別	生 年 月 日 年 月 日
移住前住所	〒		
移住後住所	〒		
本 籍 地			
電 話 番 号	- -	携 帯 電 話	- -
メールアドレス	◎		

2 確認事項

過去の福島県内の居住歴	有 無
「有」の場合、その期間	年 月 日 ~ 年 月 日

3 登録事項

(1) 登録日

年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・土地又は家屋を取得して住居を新增改築する場合 = 新增改築工事契約の日を記入してください。 ・その他 = 転入届が受理された日を記入してください。
-------	---

(2) 移住支援金の内容

交付対象 (いずれか)	芸 術 家		セカンドライフ移住者			
世帯区分	世帯人数	人	子 育 て 世 帯	該 当 非 該 当	新 婚 世 帯 婚 姻 届 出 日	年 月

第2号様式 (第6条関係)

申請日 年 月 日

葛尾村長 様

葛尾村復興移住支援金交付申請書兼実績報告書

葛尾村復興移住支援金交付要綱に基づき、復興移住支援金の交付を申請します。

1 申請者 (注)申請者氏名は必ず本人が署名してください。

フリガナ		性別	生 年 月 日
氏 名 (署 名)			年 月 日
住 所	〒		
電 話 番 号	- -	携 帯 電 話	- -

2 確認事項

復興移住支援金の申請日から5年以上継続して、村内に住居する意思について	A. 意思がある	*意思がない場合は交付対象外になります。
地域活動の参加について	A. 参加する意思がある	B. 参加が困難である (Bを選択した場合、参加が困難である具体的な理由)
住居について	A. 空き家空き地バンク登録物件を自らの資金で購入	*空き家空き地バンク登録物件を購入しない場合は交付対象外になります。
移住・転居に関する助成金の受給について	A. 受給した (Aを選択した場合、その名称	B. 受給していない *助成金の内容によっては交付対象外となる場合があります)

3 移住支援金の内容・申請額

交付対象 (いずれか)	芸 術 家		セカンドライフ移住者				
世帯区分	世帯人数	人	子育て世帯	該当	非該当	新婚世帯 婚姻届出日	年 月
申請額	万円		基本額：120万円 世帯加算：30万円 子育て世帯：10万円 新婚世帯：10万円				

(裏面につづく)

4 移住元(転入前)の住所(※福島県外での直近3年の履歴を記入)

期 間	住 所
年 月 日～ 年 月 日	〒
年 月 日～ 年 月 日	〒
年 月 日～ 年 月 日	〒

(欄が足りない場合は別紙を添付してください。)

5 セカンドライフ移住者(該当する場合のみ)

村の移住定住促進への取組の参加について	A. 参加する意思がある	B. 参加が困難である
	(Bを選択した場合、参加が困難である具体的な理由)	

6 世帯の状況

氏 名	続 柄	生 年 月 日	年 齢	勤 務 先 又 は 職 業	備 考
世帯員	申請者	・ ・			
		・ ・			
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
妊娠中の子の有無	有 無	(欄が足りない場合は別紙を添付してください。)			

8 添付書類(※下記の書類を添付してください。□は村担当がチェックします。)

- ① 申請者の写真付き身分証明書(提示により本人確認できる書類)の写し
- ② 世帯全員の住民票の写し
- ③ 移住元の住民票の除票の写し(移住元での所在地、在住期間を確認できる書類。世帯向けの金額を申請する場合は、登録者を含む2人以上の世帯員の移住元での所在地を確認できる書類)
- ④ 戸籍謄本の附票の写し(平成23年3月11日時点の居住地が確認できるもの)
- ⑤ 住居を証明する書類
 - ア 売買契約書及び登記事項証明書の謄本(土地・建物とも)の写し
 - イ 前条第1号に該当する場合は、新增改築に関する契約書の写し
- ⑥ 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定めるもの
 - ア 芸術家は、文化芸術活動の実態が確認できる書類「活動状況申告書」(第2号様式別紙)
 - イ セカンドライフ移住者は、高齢基礎年金受給要件を満たしている、又は、受給実態が確認できる書類
 - ウ 子育て世帯で、妊娠中の子がいる場合は、母子手帳の父母欄があるページの写し
- ⑦ 復興移住支援金の交付申請に関する誓約事項(第3号様式)
- ⑧ 移住支援事業に係る個人情報の取扱い同意書(第4号様式)

申告日 年 月 日

葛尾村長 様

申請者氏名（自署） _____

活 動 状 況 申 告 書

下記のとおり直近3年間の活動実績を申告します。
 なお、葛尾村が記載内容について調査確認を行うことに同意します。

記

所属団体があれば記載してください	所属団体名	登録日	種別（具体的に）
		年 月 日	
直近3年間の活動内容 （新しい順から記載してください）	年 月 日	内 容	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

注）芸術家に該当する場合のみ提出すること

※添付書類

- ・所属している団体があれば会員証や名簿等の写し
- ・出品一覧や出品票の写し、活動中や作品の写真等があれば添付すること

第3号様式（第6条関係）

復興移住支援金の交付申請に関する誓約事項

私は、復興移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

- 1 葛尾村復興移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福島県及び葛尾村から求められた場合には、申請日から5年以内は、それに応じることを誓います。
- 2 私は現在、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- 3 私は申請日から5年以上継続して、葛尾村に居住することを誓います。次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、葛尾村復興移住支援金交付要綱に基づき、それぞれ次に定める金額を返還します。

返還発生の要因	返還する額
交付の決定を受けた後に交付対象の要件に該当しないことが明らかとなった場合	取り消された部分の交付額の全額
復興移住支援金の申請日から3年未満で転出した場合	交付額の全額
復興移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出した場合	交付額の半額
復興移住支援金の申請日から3年未満で第11条第1項（2）から（4）のいずれか一つに該当すると認められた場合	交付額の全額
復興移住支援金の申請日から3年以上5年以内に第11条第1項（2）から（4）のいずれか一つに該当すると認められた場合	交付額の半額
第11条第1項（5）に該当すると認められた場合	交付額の全額

年 月 日

葛尾村長 様

申請者住所 _____

署名 _____

【参考】

第11条第1項（抜粋）

- （2） 村の事業への参加要請に対して正当な理由が無いのに拒否を繰り返した場合
- （3） 芸術家においては地域に根差した文化芸術活動の実態が確認できない場合
- （4） セカンドライフ移住者においては村の移住定住促進事業への取組の参加要請に対して正当な理由が無いのに拒否を繰り返した場合
- （5） 虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けた者、又は居住の実態がないこと等が明らかとなった場合

第4号様式（第6条関係）

復興移住支援金に係る個人情報の取扱い同意書

葛尾村が、復興移住支援金に係る私の個人情報について、葛尾村復興移住支援金事業の円滑な実施、国及び県への実施状況の報告等のため、国、県、ふくしま12市町村移住支援センター等に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

年 月 日

葛尾村長 様

申請者住所

署名

様

葛尾村長

葛尾村復興移住支援金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった、葛尾村復興移住支援金について、次のとおり交付を決定し、確定しましたのでお知らせします。

復興移住支援金 円

備考

- 1 葛尾村は、葛尾村復興移住支援金交付要綱の規定に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額の返還を請求します。

返還発生の要因	返還する額
交付の決定を受けた後に交付対象の要件に該当しないことが明らかとなった場合	取り消された部分の交付額の全額
復興移住支援金の申請日から3年未満で転出した場合	交付額の全額
復興移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出した場合	交付額の半額
復興移住支援金の申請日から3年未満で第11条第1項（2）から（4）のいずれか一つに該当すると認められた場合	交付額の全額
復興移住支援金の申請日から3年以上5年以内に第11条第1項（2）から（4）のいずれか一つに該当すると認められた場合	交付額の半額
第11条第1項（5）に該当すると認められた場合	交付額の全額

- 2 葛尾村は、支援金等に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

【参考】

第11条第1項（抜粋）

- （2） 村の事業への参加要請に対して正当な理由が無いのに拒否を繰り返した場合
- （3） 芸術家においては地域に根差した文化芸術活動の実態が確認できない場合
- （4） セカンドライフ移住者においては村の移住定住促進事業への取組の参加要請に対して正当な理由が無いのに拒否を繰り返した場合
- （5） 虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けた者、又は居住の実態がないこと等が明らかとなった場合

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

葛尾村長

葛尾村復興移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、葛尾村復興移住支援金について、次のとおり不交付を決定しましたので通知します。

記

不交付決定の理由

第7号様式 (第8条関係)

葛尾村復興移住支援金交付請求書

年 月 日

葛尾村長 様

請求者 住 所 葛尾村大字 字

氏名 (署名)

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました葛尾村復興移住支援金
について、葛尾村復興移住支援金交付要綱に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 支援金請求額 金 円

2 振込先

(1) 金融機関 (ゆうちょ銀行以外)

金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 農協 ・ 信用組合
本 ・ 支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

(2) 金融機関 (ゆうちょ銀行)

通帳記号番号 (5桁)	
受取口座番号 (7桁)	
フリガナ	
口座名義人	

※口座名義は請求者本人名義のものに限ります。

※指定口座の預金通帳の写しを添付してください。

第8号様式 (第13条関係)

交付決定番号	
--------	--

年 月 日

葛尾村長 様

受給者住所 葛尾村大字 字

受給者氏名

電話番号 - -

葛尾村復興移住支援金現況届

葛尾村復興移住支援金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり 年4月1日現在の現況を届け出します。なお、葛尾村が記載内容について調査確認を行うことに同意します。

記

年度分

住 所	葛尾村大字 字	
	月 日	内 容
前年度中の 芸術活動又は 地域活動 の状況	/	
	/	
	/	
	/	
	/	

※添付書類

- ・世帯全員の住民票の写し
- ・活動中の写真や作品の写真があれば添付すること

備 考

毎年度4月30日までに提出がない場合は、葛尾村は、虚偽の内容を申請したものと推定し、支援金の返還請求を行う場合があります。

第9号様式 (第14条関係)

葛尾村復興移住支援金転出・転居先報告書

年 月 日

葛尾村長 様

支援金受給者 住 所

氏 名

電話番号

葛尾村復興移住支援金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

なお、葛尾村復興移住支援金交付要綱の規定に基づき支援金の返還が生じる場合は、返還の請求に応じます。

記

転出・転居（予定）日		年 月 日
転出・転居理由		
転出・転居先	住所	〒
	電話番号	